

○厚生労働省告示第二百五十五号

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成十年厚生省令第九十九号）附則第二条の二第四項第四号の規定に基づき、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則附則第二条の二第四項第四号の規定に基づき厚生労働大臣が定める薬剤を次のように定める。

令和四年八月二十五日

厚生労働大臣 加藤 勝信

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則附則第二条の二第四項第四号の規定に基づき厚生労働大臣が定める薬剤

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則附則第二条の二第四項第四号の規定に基づき厚生労働大臣が定める薬剤は、次に掲げるものとする。

一 カシリビマブ（遺伝子組換え）・イムデビマブ（遺伝子組換え）

二 ステロイド薬

三 ソトロビマブ（遺伝子組換え）

四 トシリズマブ（遺伝子組換え）

五 ニルマトレルビル・リトナビル

六 バリシチニブ

七 モルヌピラビル

八 レムデシビル